

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	政治学
<p>問1 下記の4つの用語から<u>2つ</u>を選び、それぞれ8行程度で説明しなさい。行数は、あくまで目安として考えればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ガバナンス</li><li>② 正統性</li><li>③ ラディカル・デモクラシー</li><li>④ 方法論的個人主義</li></ul> <p>問2 下記の2問のうち<u>1問</u>を選び、解答しなさい。解答の際には、選択した問題の番号を必ず記すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 民主主義における政党の役割の現状と課題について、政治学の学説・理論を踏まえて論じなさい。</li><li>(2) 政治学における「規範」(規範的研究)と「経験」(経験的研究)との関係について論じなさい。</li></ul>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	法哲学
<p>問題</p> <p>以下に掲げる①②の問題のうち、一つを選択して解答してください（どちらも選択した場合には、0点とする）。解答用紙に選択した番号を記載してから解答すること。</p> <p>① ロナルド・ドゥオーキンの「純一性としての法」を説明したうえで、その意義と限界を論評してください。</p> <p>② ロバート・ノージックの議論に代表される「リバタリアニズム」の立場の特徴を説明したうえで、論評してください。</p>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目

国際法

1～3から2題を選び、解答してください。

- 1 海賊および海上武装強盗の取り締まりに関する国際法上の問題について論じてください。
- 2 犯罪人の引渡しに関する国際法上の問題について論じてください。
- 3 私人の行為を契機とする国際法上の国家責任について論じてください。

以上

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	商法
<p>次の問題全てに解答せよ。</p> <p>設問1 金融商品取引所に株式を上場しているA株式会社は、Bファンドから同意なき買収の提案を受けた。A社の取締役会は、Bファンドの買収提案に応じることは避けたいと考え、IR専門業者であるC株式会社に代替的な買収者の探索を依頼した。C社は、A社と同業のD株式会社を候補として探し、A社の取締役会に伝えた。</p> <p>A社は、(1) C社に対して探索のための費用を支払うこと、および、(2) D社が市場内でA社の株式を取得するための費用の一部をD社に対して支払うことを検討している。(1) および(2)の支出について、会社法上の問題を指摘し、両者を対比させる形で会社法上許容されるかを論ぜよ。</p> <p>設問2 E株式会社は、会社法上の公開会社ではない会社である。E社の発行済株式総数は1000株であり、株主とその持株数は、F300株、G300株、H200株およびI200株である(いずれも個人である)。E社は種類株式を発行しておらず、発行済株式は全て普通株式である。E社は典型的な同族会社であり、株主は全て親族関係にある。E社の株主たちは、株主が死亡した場合に、相続人がE社の株式を相続することは望ましくないと考えている。</p> <p>(1) E社の株主全員が同意するとして、E社の株式の内容を変更し、株主が死亡した場合には、株主総会決議を経ることなく、死亡した株主の有する株式をE社が強制的に買い取ることとすることはできるか、および、できるとしたらどのような内容を定めればよいかを検討せよ。(2) 上記(1)と同じアレンジを株式の内容としてではなく、E社およびE社の全株主が当事者となる契約によって定めるとする。この契約の有効性および契約に違反した場合に当事者がとり得る手段(効力)の問題を論ぜよ。</p>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	民法
<p>以下の問1と問2の両方に解答しなさい。</p>	
<p>問1</p>	
<p>2023年4月、Aは土地甲を購入した。その際、Aは公道へ面する間口を増やすために、甲と隣接する土地乙をBから代金300万円で購入し、甲と乙について所有権移転登記を経た。乙は、1990年頃にBが前の所有者から購入したものであった。ところが、乙は、甲と反対側において乙に隣接する土地丙の所有者であったC1が、2000年10月より所有の意思をもって占有を開始しており、C1は乙をコンクリート舗装したうえで、丙から公道に出入りするために乙を使用していた。その後2008年4月にC1の息子であるC2が丙および乙を譲り受け、引き続き同様の形で乙を使用していた。丙は直接公道に接しているものの、丙の上にある建物の裏口から出て公道に至るために乙が使用されており、C1が使用を開始した当初から、外観上、乙が丙および丁への出入りのために使用されていることは明らかであった。Aは、Bから乙を購入した時点において、遅くとも2008年頃からC2が乙を使用しているという認識はあったが、それ以上の認識はなかった。</p>	
<p>AがC2に対して、乙の所有権の確認および乙上のコンクリート舗装の撤去を求めることができるかについて、論じなさい。</p>	
<p>問2</p>	
<p>Dは、N県内で荷物運送業を営む会社であり、30名程度の従業員を雇用している。Dでは、毎朝配達に出る従業員に対して、チェックリストを用いた申告やアルコール検知器によって、睡眠時間や飲酒の有無等を確認したうえで、配達に行かせることとしていた。また、Dの経営は十分な余裕があるものではなかったため、任意の損害賠償保険には加入していなかったが、これまで配達中の事故等が発生したことはなかった。</p>	
<p>Dの従業員Eは、前日ほとんど睡眠をとっていなかったが、朝の確認の際に虚偽の申告をして、配達業務に出かけた。EはDの営業用の軽トラックで配達業務にあたっていたところ、Eの不注意によって歩行者Fをはねてしまい、Fは死亡した。</p>	
<p>Fの唯一の相続人であるGは、Eに対して損害賠償を請求する訴えを提起し、3000万円の損害賠償責任を認める判決が確定した。Eはこの判決に従い、3000万円をDに支払った。</p>	
<p>Eが、Dの業務として軽トラックを運転していた際に生じた事故について損害賠償を支払ったとして、Dに対して求償金の支払いを求めることができるかについて、論じなさい。</p>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目

国際私法

以下の問いに全て答えよ。

問一 以下の文章は、インターネット上のウェブサイトに掲載された記事による名誉・信用毀損を理由とする訴えにつき、我が国の国際裁判管轄が否定された事例である最高裁平成28年3月10日第一小法廷判決民集70巻3号846頁の抜粋である。文章から読み取れることを前提に、自由に批評せよ。

「米国ネバダ州法人である Y が上記記事をウェブサイトに掲載することによって、日本法人とその取締役である X らの名誉及び信用の毀損という結果が日本国内で発生したといえることから、本件訴えについては日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合に当たる（民訴法3条の3第8号）。」

「上記事実関係等によれば、本件訴訟の提起当時に既に係属していた別件米国訴訟は、米国法人である Y が、X<sub>2</sub> 及びその関係者が海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返すなどしていたとして、X<sub>2</sub> が取締役会長を務める X<sub>1</sub> の子会社である A が保有する Y の株式を強制的に償還したこと等に関して、Y と A 及び X らとの間で争われている訴訟であるところ、本件訴訟は、X らが、上記の強制的な償還の経緯等について記載する本件記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Y に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるものであるから、別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在するものといえる。さらに、X らも Y も、Y の経営に関して生ずる紛争については米国で交渉、提訴等がされることを想定していたといえる。実際に、X らは、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、X らにとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることは Y に過大な負担を課することになるといえる。これらの事情を考慮すると、本件については、民訴法3条の9にいう『日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情』があるというべきである。」

問二 X<sub>1</sub>は、日本に居住する男性（中国国籍）であり、日本法人 Y の東京本社で勤務していた。X<sub>2</sub>は X<sub>1</sub>の妻（日本国籍）である。

X<sub>1</sub>は、Y の業務として、1 週間の滞在予定でタイに出張した。X<sub>1</sub>は、タイ滞在 3 日目、同社の子会社であるタイ法人 A の従業員で、同国に居住しタイ国籍を有する B が運転する同人所有の乗用車に同乗し、交通事故に遭った。本件事故により B は死亡し、X<sub>1</sub>は重傷を負い、後遺障害が残った。

そこで、X<sub>1</sub>は Y に対し、日本の裁判所において、使用者責任に基づき、約 2 億円等の支払を求め（請求 1）、また、X<sub>2</sub>は、夫が遭った本件事故により甚大な精神的苦痛を被った旨主張し、Y に対し、使用者責任に基づき、約 500 万円等の支払を求めた（請求 2）。

日本の国際裁判管轄が認められることを前提に、請求 1 及び請求 2 について、夫々の準拠法が何れの国の法になるかを論じなさい。

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試 験 科 目

知的財産法

次の問1と問2の両方に解答しなさい。

問1 プロダクト・バイ・プロセス・クレームに係る発明の審査・有効性判断と技術的範囲確定について論じなさい。

問2 著作権法における「引用」の抗弁について論じなさい。その際、要約引用の可否についても論じること。



2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試 験 科 目	刑 法
<p>別紙に掲げられた、最高裁判所令和2年9月30日第二小法廷決定（刑集74巻6号669頁以下）を読み、同決定における2つの判示事項を論評せよ。なお、論評とは、単に賛否を表明することではなく、関連する判例・学説等を踏まえて、当該裁判所の考え方を分析し、その刑法解釈論上の意義を明らかにし、その当否や限界等を論ずることである。</p>	

# 別紙（6枚のうちの1枚目）

## ○傷害，強盗，窃盗被告事件

（令和元年（あ）第1751号 棄却）  
（令和2年9月30日第二小法廷決定）

【上告申立人】 被告人

【被告人】 佐々木寿夫 弁護士 永田光博 ほか

【第1審】 東京地方裁判所 平成31年3月26日判決

【第2審】 東京高等裁判所 令和元年10月3日判決

### ○判示事項

- 1 他の者が先行して被害者に暴行を加え，これと同一の機会に，後行者が途中から共謀加担したが，被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合と刑法207条
- 2 他の者が先行して被害者に暴行を加え，これと同一の機会に，後行者が途中から共謀加担したが，被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合において，後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有しないときに，刑法207条を適用することの可否

### ○決定要旨

- 1 他の者が先行して被害者に暴行を加え，これと同一の機会に，後行者が途中から共謀加担したが，被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合，その傷害を生じさせた者を知ることができないときは，刑法207条の適用により後行者は当該傷害についての責任を免れない。
- 2 他の者が先行して被害者に暴行を加え，これと同一の機会に，後行者が途中から共謀加担したが，被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたとは認められない場合に，刑法207条の適用により後行者に対して当

## 別紙（6枚のうちの2枚目）

該傷害についての責任を問い得るのは、後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するものであるときに限られる。

【参照】 刑法207条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

### ○ 主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中230日を本刑に算入する。

### ○ 理 由

弁護士永田光博，同浦亮一，同越智俊介の上告趣意のうち，判例違反をいう点は，事案を異にする判例を引用するものであって，本件に適切でなく，その余は，単なる法令違反，事実誤認，再審事由の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお，所論に鑑み，同時傷害の特例を定めた刑法207条の適用について，職権で判断する。

1 原判決の認定及び記録によれば，第1審判決判示第1の傷害に関する事実関係は，次のとおりである。

(1) A及びB（以下「Aら」という。）は，被害者に対し暴行を加えることを共謀した上，平成29年12月12日午後9時23分頃，被害者のいるマンションの部屋に突入し，被害者に対し，カッターナイフで右側頭部及び左頬部を切り付け，多数回にわたり，顔面，腹部等を拳で殴り，足で蹴るなどの暴行を加えた。

(2) 被告人は，Aら突入の約5分後，自らも同部屋に踏み込んだ。被告人は，被害者がAらから激しい暴行を受けて血まみれになっている状況を目にして，Aらに加勢しようと考え，台所にあった包丁を取り出し，その刃先を被害者の顔面に向けた。この時点で，被告人は被

## 別紙（6枚のうちの3枚目）

害者に暴行を加えることについてAらと暗黙のうちに共謀を遂げた。

その後、同月13日午前0時47分頃までの間に、同部屋において、被告人及びAは、脱出を試みて玄関に向かった被害者を2人がかりで取り押さえて引きずり、リビングルームに連れ戻し、こもごも、背部、腹部等を複数回蹴ったり踏み付けたりするなどの暴行を加えた。また、Aらは、被害者に対し、顔面を拳で殴り、たばこの火を複数回耳に突っ込み、革靴の底やガラス製灰皿等で頭部を殴り付け、はさみで右手小指を切り付けるなどの暴行を加え、Aが、千枚通しで被害者の左大腿部を複数回刺した。

(3) 被告人が共謀加担した前後にわたる一連の前記暴行の結果、被害者は、全治まで約1か月間を要する右第六肋骨骨折、全治まで約2週間を要する右側頭部切創、左頬部切創、左大腿部刺創、右小指切創、上口唇切創の傷害を負った。これらの傷害のうち、右側頭部切創及び左頬部切創については、被告人の共謀加担前のAらの暴行により、左大腿部刺創及び右小指切創については、共謀成立後の暴行により生じたものであるが、右第六肋骨骨折及び上口唇切創については、いずれの段階の暴行により生じたのか不明である。なお、被告人が加えた暴行は、右第六肋骨骨折の傷害を生じさせ得る危険性があったと認められるが、上口唇切創の傷害を生じさせ得る危険性があったとは認められない。

2 原判決は、以上の事実関係を前提に、「先行者の暴行に途中から後行者が共謀の上加担したが、被害者の負った傷害が加担前の暴行によるものか加担後の共同暴行によるものか不明な場合においては、加担前の先行者による暴行と加担後の共同暴行を観念することができるから、この各暴行の間に同時傷害の特例を適用することは妨げられないというべきである」と説示し、被告人の共謀加担前のAらによる暴行と被告人の共謀加担後の共同暴行は、いずれも右第六肋骨骨折及び

## 別紙（6枚のうちの4枚目）

上口唇切創を生じさせ得る具体的危険性を有し、同一の機会に行われたものであるから、被告人は、左大腿部刺創及び右小指切創について傷害罪の共同正犯としての責任を負うだけでなく、刑法207条の適用により、右第六肋骨骨折及び上口唇切創についても傷害罪の責任を負うとの判断を示した。

3 所論は、先行者の暴行に途中から後行者が共謀の上加担したが、被害者の負った傷害が共謀加担前の先行者の暴行によるものか共謀加担後の共同暴行によるものか不明な場合には、先行者が当該傷害についての責任を負うから、後行者について刑法207条を適用することはできないという。

同時傷害の特例を定めた刑法207条は、二人以上が暴行を加えた事案においては、生じた傷害の原因となった暴行を特定することが困難な場合が多いことなどに鑑み、共犯関係が立証されない場合であっても、例外的に共犯の例によることとしている。同条の適用の前提として、検察官が、各暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するものであること及び各暴行が外形的には共同実行に等しいと評価できるような状況において行われたこと、すなわち、同一の機会に行われたものであることを証明した場合、各行為者は、自己の関与した暴行がその傷害を生じさせていないことを立証しない限り、傷害についての責任を免れない（最高裁平成27年（あ）第703号同28年3月24日第三小法廷決定・刑集70巻3号1頁参照）。

刑法207条適用の前提となる上記の事実関係が証明された場合、更に途中から行為者間に共謀が成立していた事実が認められるからといって、同条が適用できなくなるとする理由はなく、むしろ同条を適用しないとすれば、不合理であって、共謀関係が認められないときと要旨1の均衡も失するというべきである。したがって、他の者が先行して被害者に暴行を加え、これと同一の機会に、後行者が途中から共謀加担

## 別紙（6枚のうちの5枚目）

したが、被害者の負った傷害が共謀成立後の暴行により生じたもの  
までは認められない場合であっても、その傷害を生じさせた者を知る  
ことができないときは、同条の適用により後行者は当該傷害について  
の責任を免れないと解するのが相当である。先行者に対し当該傷害に  
ついての責任を問い得ることは、同条の適用を妨げる事情とはならない  
というべきである。

要旨2 また、刑法207条は、二人以上で暴行を加えて人を傷害した事案  
において、その傷害を生じさせ得る危険性を有する暴行を加えた者に  
対して適用される規定であること等に鑑みれば、上記の場合に同条の  
適用により後行者に対して当該傷害についての責任を問い得るのは、  
後行者の加えた暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有するもので  
あるときに限られると解するのが相当である。後行者の加えた暴行に  
上記危険性がないときには、その危険性のある暴行を加えた先行者との  
共謀が認められるからといって、同条を適用することはできないと  
いうべきである。

これを本件訴訟手続の流れに即していえば、本件は、検察官が先行  
者と後行者である被告人との間に当初から共謀が存在した旨主張し、  
被告人がその共謀の存在を否定したが、証拠上、途中からの共謀が認  
められるという事案であるところ、このような被告人について刑法2  
07条を適用するに当たっては、先行者との関係で、その傷害を生じ  
させた者を知ることができないか否かが問題となり、検察官において、  
先行者及び被告人の各暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有する  
ものであること並びに各暴行が同一の機会に行われたものであること  
を証明した場合、被告人は、自己の加えた暴行がその傷害を生じさせ  
ていないことを立証しない限り、先行者の加えた暴行と被告人の加え  
た暴行のいずれにより傷害が生じたのかを知ることができないという  
意味で、「その傷害を生じさせた者を知ることができないとき」に当た

## 別紙（6枚のうちの6枚目）

り、当該傷害についての責任を免れないのである。

本件において、被告人が共謀加担した前後にわたる一連の前記暴行は、同一の機会に行われたものであるところ、被告人は、右第六肋骨骨折の傷害を生じさせ得る危険性のある暴行を加えており、刑法207条の適用により同傷害についての責任を免れない。これに対し、被告人は、上口唇切創の傷害を生じさせ得る危険性のある暴行を加えていないから、同条適用の前提を欠いている。そうすると、原判決には、被告人が同傷害についても責任を負うと判断した点で、同条の解釈適用を誤った法令違反があるといわざるを得ないが、この違法は判決に影響を及ぼすものとはいえない。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一  
裁判官 岡村和美）

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	経済法
<p>独占禁止法の不当な取引制限定義規定（同法2条6項）における「公共の利益に反して」については、およそ3つの解釈が対立してきた。それぞれどのような解釈か、丁寧に述べるとともに、それらの解釈に対して、解答者の自説の立場から論評を加えなさい。</p>	



2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	中国法
<p>(問) 次の命題に対するあなたの考えを、具体例を示しつつ述べよ。 「現代中国法は社会主義法である。」</p>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	国際政治史
<p>問1と問2の両方に解答せよ。</p> <p>問1 下記の用語から<u>二つ</u>を選び、その用語についてそれぞれ五行程度で説明せよ。 解答する用語の番号を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ロマノフ王朝</li><li>② 『コモン・センス』(1776年)</li><li>③ 北京条約(1860年)</li><li>④ ドーズ案(1924年)</li><li>⑤ サルバドール・アジェンデ(1908-1973年)</li></ul> <p>問2 下記の問いから<u>一つ</u>を選び、論述せよ。解答する問いの番号を明記すること。 論述の字数は自由であるが、配布された解答用紙の範囲に収めること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 歴史学者ジョン・ブリュアが提唱した「財政軍事国家(fiscal-military state)」という概念を解説したうえで、18世紀前後におけるイギリスの勃興について論ぜよ。</li><li>(2) 第一次世界大戦の原因について、歴史学者クリストファー・クラークの業績に言及しつつ論ぜよ。</li><li>(3) 1985年から1995年前後の欧州統合史について、当該期に欧州委員会委員長を務めたジャック・ドロールに焦点を当てて論ぜよ。</li></ul> <p>※ 括弧書きの年号は、人物の生没年、条約の調印年、出版物の刊行年、事件・事象が発生・継続した年などを、参考情報として必要と考えられる場合に示したものである。</p>	

2024年度 名古屋大学大学院 法学研究科 総合法政専攻  
入学試験問題

試験科目	憲法
<p>次の2つの問いに答えなさい。</p> <p>(1) A市の市議会議員であるBは、市議会の委員会の無断欠席および議場での不規則発言を理由に、A市議会から3日間の出席停止の懲罰(処分)を受けた。Bが、この処分は違憲であるとして、A市に対して取消を求める訴えを提起したところ、C裁判所はこの訴えを不適法として却下した。</p> <p>C裁判所はどのような論理に基づいてこの判断をしたと考えられるか。また、それに対する反論としてはどのようなものが考えられるか。関連する学説および判例に触れた上で、それぞれ論じなさい。</p> <p>(2) D市は、市が自らイベントを開催し、または、市民の交流の場として利用させるため、市庁舎前に広場を設置し、広場管理条例を制定してこれを管理・運営していた。20XX年6月、D市市民有志によって構成された「D市においてパートナーシップ制度の実現をめざす会」がD市から同広場の使用許可を得て、パートナーシップ制度の実現を訴える集会を開催したところ、匿名の市民から「パートナーシップ制度には反対する市民が大勢いるのに、市は賛成派の市民の肩を持つのか」との苦情が10数件寄せられた。D市市議会では、前年に一部の議員によってパートナーシップ制度を創設する条例案が提案されたが、反対派が多く、条例案は否決されている。</p> <p>D市は、今後もこうした苦情が続くことを避けるため、広場管理条例を廃止し、広場を市庁舎と一体のものとして、市庁舎管理条例に基づいて管理・運営することとした。市庁舎管理条例によれば、「D市の事業に密接に関連する等特別の理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、庁舎等において集会を行なうことを許可することができる」(市庁舎管理条例2条)が、その集会が「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で行なわれる」(市庁舎管理条例3条)場合には、許可することができないとされている。</p> <p>翌年6月、「D市においてパートナーシップ制度の実現をめざす会」が再び集会を開催するために同広場の使用許可を申請したところ、D市は市庁舎管理条例3条にあたるとして申請を不許可とした。</p> <p>この設例に含まれる憲法上の論点について、関連する判例および学説に触れた上で論じなさい。</p>	